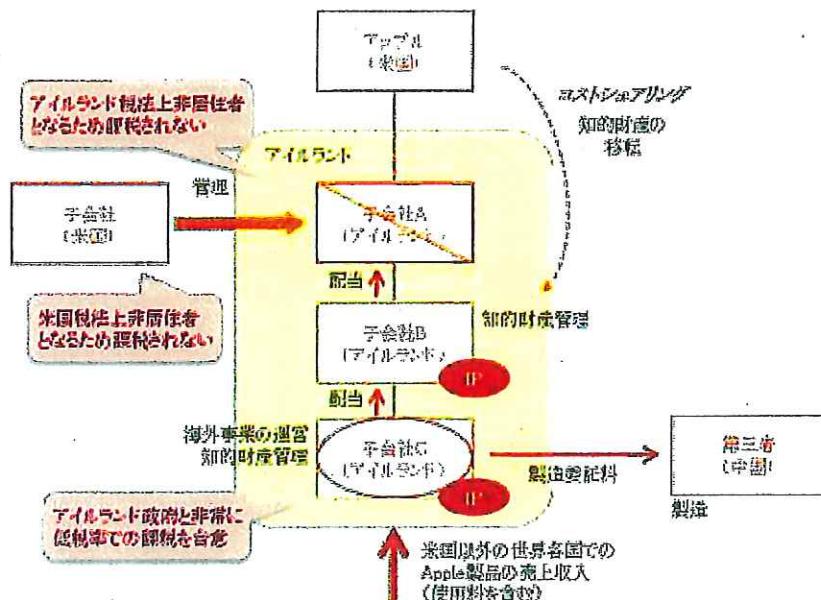


### (v) アップルの事例

米国議会による公聴会(2013年5月)において明らかとなつたアップルの採用していた租税回避スキームの要点は次のとおりである<sup>40</sup>。

- ・コストシェアリングによって低課税国であるアイルランドに知的財産を移転することで、米国以外でのアップル製品の売上収入にかかる所得(全世界所得の約60%)をアイルランドに集約している。
- ・具体的には、アップルはアイルランドの子会社B及び子会社Cとの間でコストシェアリング契約を締結しており、その契約に基づきアップル製品の開発費用の負担を分担することで、アイルランドの各子会社は、開発の成果である知的財産について経済的な権利を共有することになる。これにより、米国以外の地域でのアップル製品の売上収入に係る所得がアイルランド子会社に計上されることになる。
- ・アイルランドの子法人A、子会社B及び子会社Cは米国(ネバダ州)で管理されているため、アイルランド税務上ではアイルランドの非居住者となり、また、米国税務上も米国の非居住者となることから、アイルランド子会社に対して、いずれの国でも課税権を有しない状態となっている。ただし、理由は不明だがアイルランドの子会社Cはアイルランドで税務申告を行っている。この子会社Cで認識される所得に対してはアイルランド政府から非常に低い法人税率の適用を特別に認めてもらっている。
- ・事業実体のないアイルランド子会社に対して、米国税務上のCFC税制の適用が考えられるが、チェック・ザ・ボックス規則及びブルック・スルー規則により、事業活動を行っているアイルランド子会社を一体とみなすことでの適用を回避している。

<アップルのストラクチャー>



(注)上図は概要を理解するためのイメージであり、実際のストラクチャーや取引関係を必ずしも示すものではない。

<sup>40</sup> 米国議会の公聴会の報告書: Hearing on "Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code" by Permanent Subcommittee on Investigations (20 September 2012) and "Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2